

目 次

○ 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について……………	1
○ 長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について……………	1
○ 長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について……………	2

公告第 2 0 号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を次のとおり変更することについては、地方公務員等共済組合法第 1 0 条第 2 項の規定により、平成 2 0 年 1 1 月 2 7 日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成 2 0 年 1 1 月 2 7 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 鷺 澤 正 一

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 2 号）の一部を次のように変更する。

第 32 条第 2 号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

附 則

この変更は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

公告第 2 1 号

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部を次のとおり変更することについては、

地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、平成20年11月27日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成20年11月27日

長野県市町村職員共済組合

理事長 鷲澤 正一

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則（昭和37年公告第4号）の一部を次のように変更する。

第5条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第17条の3（見出しを含む。）中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に、「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第5条関係）省略

附 則

この変更は、平成20年12月1日から施行する。

公告第22号

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を次のとおり改正することについては、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、平成20年11月27日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成20年11月27日

長野県市町村職員共済組合
理事長 鷲 澤 正 一

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

長野県市町村職員共済組合貸付規則（昭和 4 6 年制定）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項第 2 号中「第 8 2 条の 2」を「第 1 2 4 条」に、「第 8 3 条」を「第 1 3 4 条」に改める。

第 2 0 条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。